

徳島県告示第三百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する 医療の種類	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
I & H株式会社	兵庫県芦屋市大榭町一番一八号	I & H吉野川薬局	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一二〇	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和六年二月一日
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号	アイン薬局阿南医療センター店	阿南市宝田町川原六一一	同	同
プラスハロー株式会社	徳島市沖浜町明治開三四二	あおぞら薬局中田店	小松島市中田町字広見一番八七	同	同
同	同	あおぞら薬局国府店	徳島市国府町桜間字登々路八一	同	同
同	同	あおぞら薬局鯛浜店	板野郡北島町鯛浜字西中野九九一三	同	同
株式会社アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池一七五一三	アップル調剤薬局羽ノ浦店	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四一一二	同	同 四月一日

